岩手医科大学学内共同研究取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、岩手医科大学(以下「大学」という。)における大学内の共同研究の 取扱いについて定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規程において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによるものと する。
- (1)「共同研究」とは、特定の研究課題について大学、研究科、学部、学科、講座等にわたる大学内における研究をいう。
- (2)「研究担当者」とは、共同研究の実施に当たり、当該共同研究に直接参加する大学教職員をいう。
- (3)「研究代表者」とは、研究担当者のうち、当該共同研究を統括する者をいう。
- (4)「知的財産権」とは、岩手医科大学職務発明規程(以下「職務発明規程」という。) 第2条第1項第4号に規定するものをいう。
- (5)「著作物」とは、岩手医科大学著作権取扱規程(以下「著作権取扱規程」という。) 第2条第1項に規定するものをいう。
- (6)「研究成果有体物」とは、岩手医科大学研究成果有体物取扱規程(以下「研究成果有体物取扱規程」という。)第2条第2項に規定するものをいう。

(研究者)

第3条 共同研究の実施を予定する研究担当者は、研究代表者を1名定めることとする。

(申込み)

- 第4条 共同研究の申込みをしようとする者は、次の各号に掲げる書類を、研究担当者の 所属する講座等の責任者(以下「責任者」という。)から、所属する学部長を経て学長に 提出するものとする。
- (1)共同研究申込書
- (2)共同研究契約書

(研究期間)

- 第5条 共同研究の期間は、1研究課題につき原則1年とする。
- 2 継続して研究することが必要な場合には、前条により改めて申込みするものとする。
- 3 1研究課題における継続研究は、4年を限度とする。

(審査委員会)

第6条 共同研究に関する事項を審議するため、審査委員会を置くものとする。

- 2 審査委員会は、学長、医学部長、歯学部長、薬学部長、共通教育センター長、リエゾンセンター長及び学長の指名する者若干名をもって構成するものとする。
- 3 委員長は、学長がこれにあたり、審査委員会を招集して、議長となるものとする。
- 4 委員長は、委員以外の教職員を審査委員会に出席させ、その意見を聴くことができる ものとする。
- 5 審査委員会は、次に掲げる事項を審議するものとする。
- (1)共同研究課題の募集に関する事項
- (2)共同研究課題の計画内容の審査に関する事項
- (3)共同研究候補課題の選考に関する事項
- (4)継続共同研究課題の選考に関する事項
- 6 委員長は、申込みのあった共同研究について、審査委員会の結果に基づき、その決定 を研究代表者に通知するものとする。

(評価委員会)

第7条 共同研究課題に関する評価を行うため、評価委員会を置くものとする。評価委員 会の構成、その他については、別に定めるものとする。

(研究費の取扱い)

- 第8条 採択された研究課題に係る研究費の予算については、学長が取りまとめ理事会の 議を経て理事長の承認を得るものとする。
- 2 共同研究に要する研究費は、研究活動に直接必要な経費に充てるものとし、他の予算に流用しないものとする。
- 3 共同研究に要する研究費の執行及び管理等の取扱いについては、大学の経理規程によりこれを処理するものとする。

(研究成果の報告)

第9条 研究代表者は、年度末又は研究期間終了後1ヶ月以内に研究成果(経過)報告書 を所属学部長を経て、学長に提出するものとする。

(知的財産権の取扱い)

第10条 共同研究の結果生じた知的財産権、研究成果有体物及び著作物の取扱いについては、契約の定めのある場合を除き、職務発明規程、研究成果有体物取扱規程、著作権取扱規程及びこの規程の定めるところによるものとする。

(知的財産権の帰属)

第11条 共同研究による発明等に係る知的財産権等は、職務発明規程に規定の定めによるものとする。

(研究成果の公表)

第12条 研究代表者は、研究期間終了後1年以内に、共同研究の成果を研究紀要、研究 論集に掲載し、公表するものとする。ただし、やむを得ない事由により公表できない場 合は、以後の公表計画等を学長に提出するものとする。

(事務局)

第13条 本規程に定める事務は、知的財産本部リエゾンセンター事務室、学務部研究助成課で分担して処理するものとする。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、運営協議会の議を経て、理事長が決定するものとする。

附則

- 1 この規程は、平成19年7月30日から施行する。
- 2 平成19年4月1日施行の「岩手医科大学共同研究規程」は平成19年7月29日を以て廃止する。
- 3 この規程の施行日より前に、前項の規定により廃止された規程(以下「旧規程」という。)に基づき契約がなされた共同研究の取扱いは、当該共同研究が完了するまで、旧規程を適用するものとする。